

シンジケートローン取引に関する実態調査アンケート
報 告 書

2013年8月

シンジケートローン研究会

研究会代表 上智大学 森下哲朗

< 目 次 >

I. 調査の目的	2
II. 調査方法	2
III. 回収結果	2
ご参考：シンジケートローン研究会について	2
シンジケートローンに関する実態調査アンケート回答集計	3
1 シンジケートローン取引への取組み	3
2 シンジケートローンのアレンジ	6
3 参加行としての取引	12
4 債権譲渡・地位の移転	18
5 シンジケートローンの回収	21
6 シンジケートローンの契約書	24
7 その他	26

I. 調査の目的

わが国のシンジケートローン市場は、残高ベースで約6.2兆円（平成25年3月末・全国銀行協会の調査による）に達しているにもかかわらず、これまで、シンジケートローン市場における取引の実態については、必ずしも十分な調査がなされてこなかったといつてよいように思われる。

今回の調査は、主として法的な観点から、現在のわが国のシンジケートローン市場の現状と課題を明らかにするために実施した。特に、法的な観点から検討する意義が大きいと思われるアレンジや参加の意思決定のプロセス、ローン債権の譲渡、回収、契約書といった問題を取り上げて調査を行った。

今回の調査に御協力を下さった金融機関の方々には、心から御礼を申し上げます。

II. 調査方法

- (1) 対象 : 全国銀行協会正会員・準会員171行
- (2) 方法 : 郵送法
- (3) 期間 : 平成25年1月10日～1月30日
- (4) 分析 : シンジケートローン研究会

III. 回収結果

対象	回答数（率）
171行	76行（44.4%）

ご参考：シンジケートローン研究会について

研究会メンバー

小塚 荘一郎（学習院大学・教授）
道垣内 弘人（東京大学・教授）
野村 美明（大阪大学・教授）

森下 哲朗（上智大学・教授）
黄 韜 霆（帝塚山大学・准教授）
藤澤 尚江（筑波大学・准教授）

研究会の主な活動

「[連載] シンジケートローン基本判例研究」ジュリスト 1368-1375号
(2008-2009年)

JSLA 講演会「クロスボーダーシンジケートローンにおける取引当事者間の法的関係」(2012年12月3日、経団連会館)

HP

<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/syndicated/index.htm>

(または、「シンジケートローン研究会」でご検索ください。)

研究助成

今回の調査は、H24年度全国銀行学術研究振興財団（研究テーマ：シンジケートローンに関する理論と実践の融合研究）の助成を得て実施したものである。

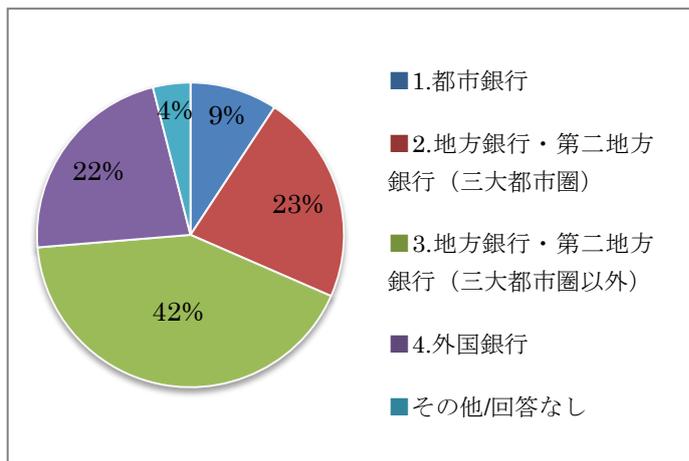
シンジケートローンに関する実態調査アンケート回答集計

1 シンジケートローン取引への取組み

問1 貴行の属性をお知らせください。

【御回答】

1. 都市銀行	7行
2. 地方銀行・第二地方銀行 (三大都市圏)	17行
3. 地方銀行・第二地方銀行 (三大都市圏以外)	32行
4. 外国銀行	17行
その他/回答なし	3行

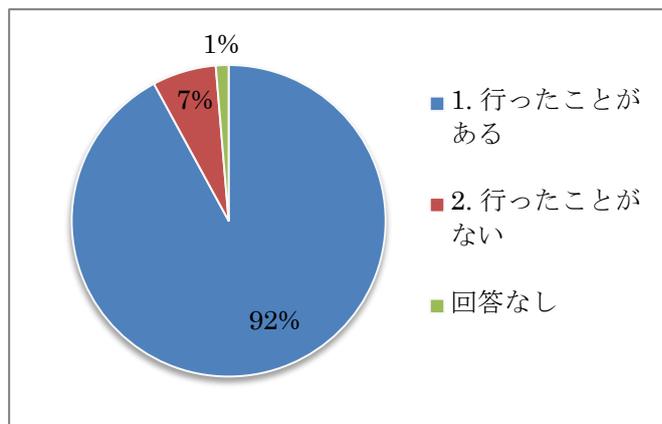


* 本アンケートで「三大都市圏」とは、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県)、名古屋圏(愛知県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)を指します。

問2 ①過去3年以内にシンジケートローン取引を行ったことがありますか？(アレンジャーとして取り組んだ場合、参加行として取り組んだ場合のいずれも含みます。組成後に地位を移転された、または債権の譲渡を受けたのみの場合は含みません。)

【御回答】

1. 行ったことがある	70行
2. 行ったことがない	5行
回答なし	1行



②「問2①」でシンジケートローン取引を「2.行ったことがない」と回答された方にうかがいます。シンジケートローン取引を行わないのはなぜですか？あてはまるもの全てに○をつけてください。

【御回答】

1. 取引先からの需要がない	2行
2. 契約が複雑	0行
3. 借入人による借入申し込みから貸付けまでに時間がかかる	0行
4. アレンジメントフィー等の手数料を取引先が嫌がる	0行
5. その他	3行

【5.その他 御回答例】

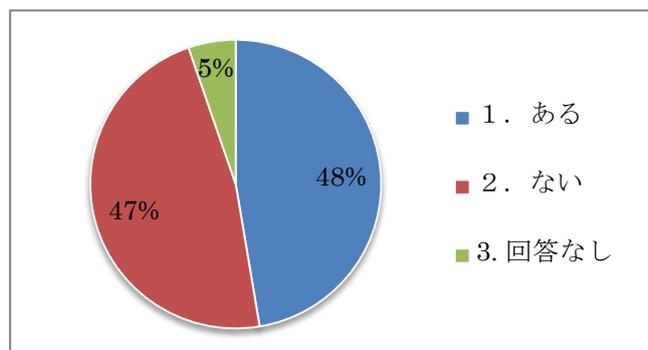
- ・貸出金利が低く、スプレッド収入が小さい。
- ・銀行の取り組み基準が厳しい。

- * 「問2①」でシンジケートローン取引を「2.行ったことがない」と回答された方への質問は以上です。
- * シンジケートローン取引を「1.行ったことがある」と回答された方は、次の「問3」へ。

問3 シンジケートローン業務を専門に担当している部署がありますか？

【御回答】

1. ある	36行
2. ない	36行
回答なし	4行



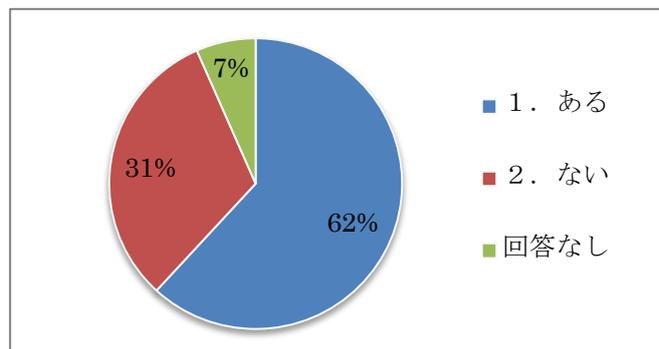
属性別回答	ある	ない
1. 都市銀行	7行	0行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	9行	8行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	14行	18行
4. 外国銀行	5行	9行
その他・回答なし ¹	1行	1行

¹ 問1の御回答が「その他」・「回答なし」の銀行です。

問4 過去3年間に、アレンジャーとしてシンジケートローン取引を組成したことがありますか？

【御回答】

1. ある	47行
2. ない	24行
回答なし	5行



属性別回答	ある	ない
1. 都市銀行	7行	0
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	14行	3行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	19行	13行
4. 外国銀行	6行	6行
その他・回答なし	1行	2行

* 過去3年間にアレンジャーとしてシンジケートローン取引を組成したことが「2.ない」と回答された方は、「問9」へ。

* 過去3年間にアレンジャーとしてシンジケートローン取引を組成したことが「1.ある」と回答された方は、次の「問5」へ。

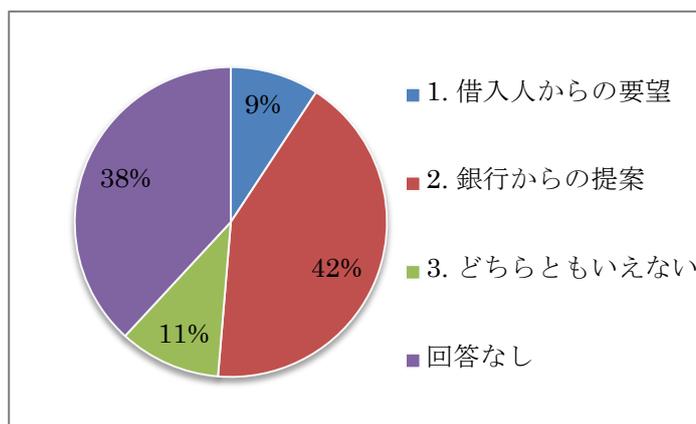
2 シンジケートローンのアレンジ

* 以下の「問5～問8」の質問は、「問4」で、過去3年間にアレンジャーとして取引を組成したことがあると回答された方のみお答えください。

問5 ①シンジケートローン取引を行うきっかけとして多いのは、次のいずれでしょうか？一つ選んで○をつけてください。

【御回答】

1. 借入人からの要望	7行
2. 銀行からの提案	32行
3. どちらともいえない	8行
回答なし	29行

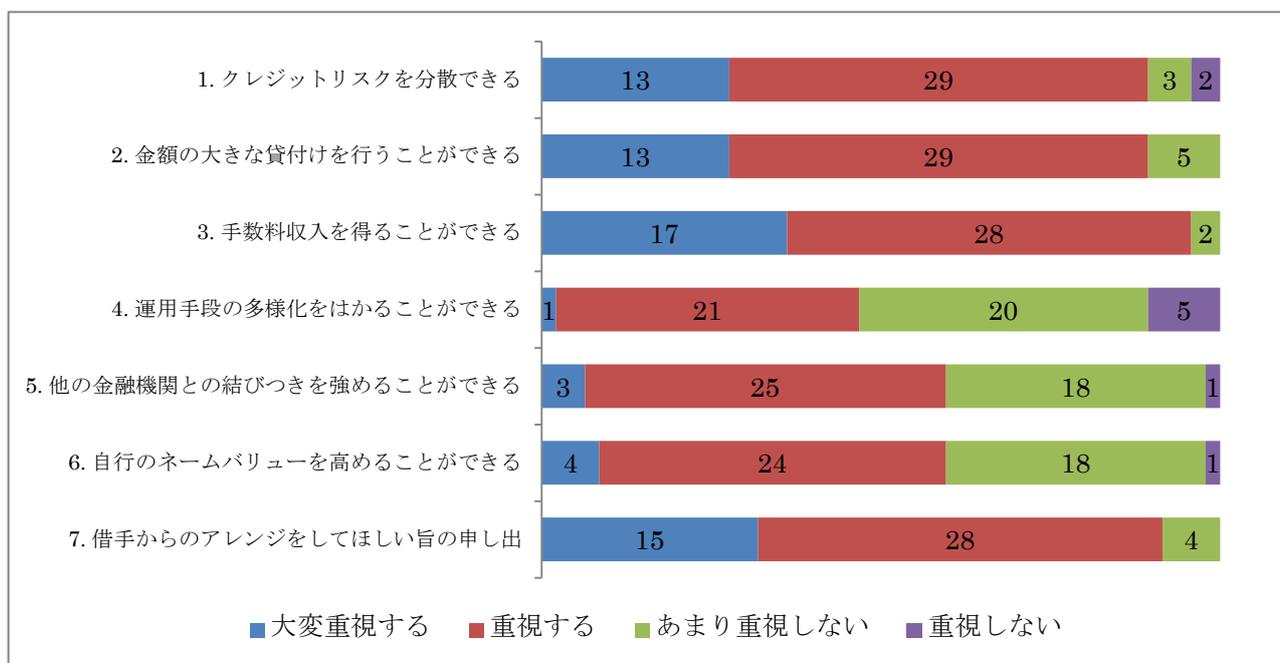


属性別回答	1. 借入人からの要望	2. 銀行からの提案	3. どちらともいえない
1. 都市銀行	1行	5行	1行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	1行	12行	1行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	3行	13行	3行
4. 外国銀行	2行	2行	2行
その他・回答なし	0行	0行	1行

②シンジケートローンのアレンジを行う理由について、あてはまるものに○をつけてください。「8. その他」があれば、括弧内に具体的な内容を記入してください。

(行)

	大変重視する	重視する	あまり重視しない	重視しない
1. クレジットリスクを分散できる	13	29	3	2
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる	13	29	5	0
3. 手数料収入を得ることができる	17	28	2	0
4. 運用手段の多様化をはかることができる	1	21	20	5
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる	3	25	18	1
6. 自行のネームバリューを高めることができる	4	24	18	1
7. 借手からのアレンジをしてほしい旨の申し出	15	28	4	0
8. その他[]				



<御参考> 御回答結果のポイント換算結果（御回答結果を大変重視する：3点、重視する：1点、あまり重視しない：-1点、重視しない：-3点で換算し、各御回答に御回答数を掛けて、合算したもの）

■都市銀行

- 7. 借手からのアレンジをしてほしい旨の申し出(10点)
- 2. 金額の大きな貸付けを行うことができる(9点)
- 3. 手数料収入を得ることができる(9点)
- 1. クレジットリスクを分散できる(5点)
- 4. 運用手段の多様化をはかることができる(-1点)
- 5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる(-1点)
- 6. 自行のネームバリューを高めることができる(-1点)

- 2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）
7. 借手からのアレンジをしてほしい旨の申し出(24点)
 3. 手数料収入を得ることができる(22点)
 1. クレジットリスクを分散できる(18点)
 2. 金額の大きな貸付けを行うことができる(16点)
 6. 自行のネームバリューを高めることができる(10点)
 5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる(4点)
 4. 運用手段の多様化をはかることができる(0点)

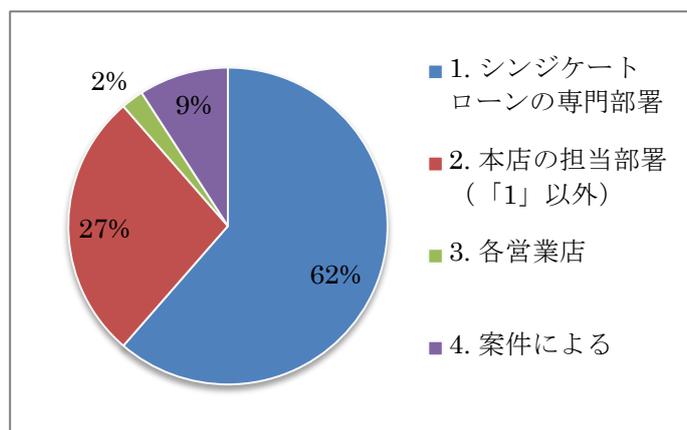
- 3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）
3. 手数料収入を得ることができる(27点)
 1. クレジットリスクを分散できる(21点)
 7. 借手からのアレンジをしてほしい旨の申し出(21点)
 2. 金額の大きな貸付けを行うことができる(19点)
 4. 運用手段の多様化をはかることができる(1点)
 5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる(1点)
 6. 自行のネームバリューを高めることができる(-5点)

- 4. 外国銀行
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる(16点)
 3. 手数料収入を得ることができる(16点)
 1. クレジットリスクを分散できる(12点)
 6. 自行のネームバリューを高めることができる(10点)
 7. 借手からのアレンジをしてほしい旨の申し出(10点)
 5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる(8点)
 4. 運用手段の多様化をはかることができる(-8点)

問6 シンジケートローンのアレンジを行う場合、貴行ではどの部署または部門等で取引を担当されていますか？一つ選んで○をつけてください。

【御回答】

1. シンジケートローンの専門部署	27行
2. 本店の担当部署（「1」以外）	12行
3. 各営業店	1行
4. 案件による	4行



【その他 御回答例】

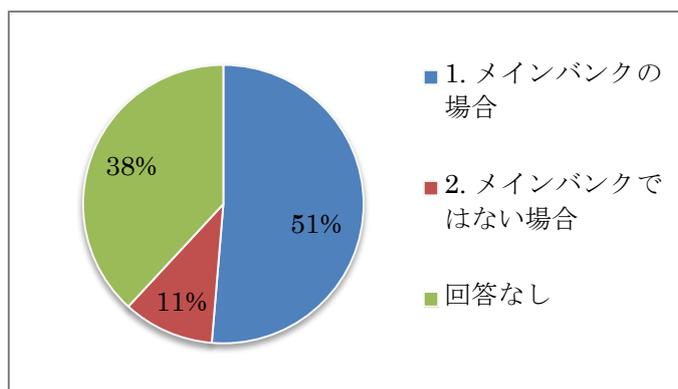
- ・ 専門部署と営業店の協働
- ・ 法人向けの各種ソリューション業務を行っている部署の一業務として取扱い。

属性別回答	1. シンジケートローンの専門部署	2. 本店の担当部署（「1」以外）	3. 各営業店	4. 案件による
1. 都市銀行	7行	0行	0行	0行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	7行	5行	0行	0行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	9行	7行	1行	1行
4. 外国銀行	3行	0行	0行	3行
その他・回答なし	1行	0行	0行	0行

問7 シンジケートローンのアレンジを行う場合、シンジケートローンによって貸し出す先は、貴行がメインバンクである場合とメインバンクではない場合といずれが多いでしょうか？

【御回答】

1. メインバンクの場合	39行
2. メインバンクではない場合	8行
回答なし	29行

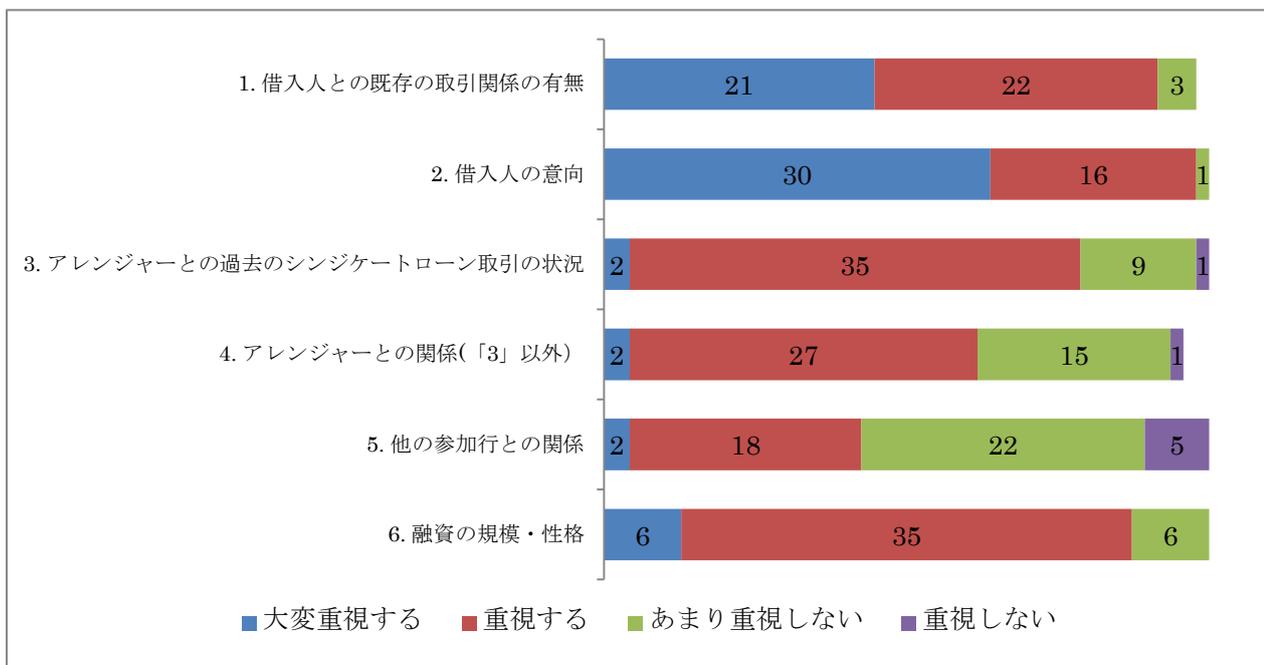


属性別回答	1. メインバンクの場合	2. メインバンクではない場合
1. 都市銀行	6行	1行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	12行	2行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	19行	0行
4. 外国銀行	2行	4行
その他・回答なし	0行	1行

問8 シンジケートローンの参加を勧誘する先を選定する理由について、あてはまるものに○をつけてください。「7. その他」があれば、括弧内に具体的な内容を記入してください。

(行)

	大変重視する	重視する	あまり重視しない	重視しない
1. 借入人との既存の取引関係の有無	21	22	3	0
2. 借入人の意向	30	16	1	0
3. アレンジャーとの過去のシンジケートローン取引の状況	2	35	9	1
4. アレンジャーとの関係(「3」以外)	2	27	15	1
5. 他の参加行との関係	2	18	22	5
6. 融資の規模・性格	6	35	6	0
7. その他[]				



<御参考> 御回答結果のポイント換算結果（御回答結果を大変重視する：3点、重視する：1点、あまり重視しない：-1点、重視しない：-3点で換算し、各御回答に御回答数を掛けて、合算したもの）

■都市銀行

- 2. 借入人の意向 (19点)
- 1. 借入人との既存の取引関係の有無 (12点)
- 6. 融資の規模・性格 (9点)
- 3. アレンジャーとの過去のシンジケートローン取引の状況 (1点)
- 4. アレンジャーとの関係(「3」以外) (-5点)
- 5. 他の参加行との関係 (-5点)

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）

2. 借入人の意向（32点）
1. 借入人との既存の取引関係の有無（28点）
6. 融資の規模・性格（16点）
3. アレンジャーとの過去のシンジケートローン取引の状況（6点）
4. アレンジャーとの関係（「3」以外）（5点）
5. 他の参加行との関係（-2点）

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）

2. 借入人の意向（41点）
1. 借入人との既存の取引関係の有無（37点）
3. アレンジャーとの過去のシンジケートローン取引の状況（13点）
4. アレンジャーとの関係（「3」以外）（11点）
6. 融資の規模・性格（9点）
5. 他の参加行との関係（-5点）

■外国銀行

6. 融資の規模・性格（12点）
2. 借入人の意向（12点）
3. アレンジャーとの過去のシンジケートローン取引の状況（10点）
4. アレンジャーとの関係（「3」以外）（5点）
1. 借入人との既存の取引関係の有無（4点）
5. 他の参加行との関係（2点）

【7.その他 御回答例】

- ・参加行のアピタイト
- ・案件によって異なるので、一概には言えない

3 参加行としての取引

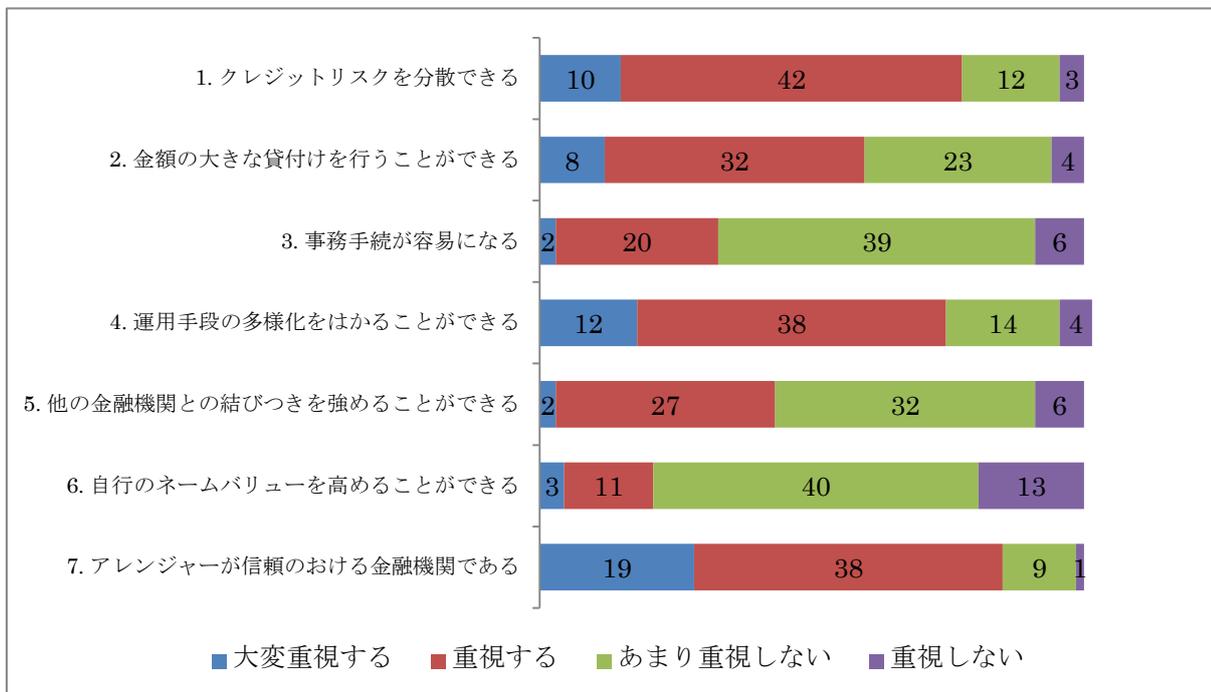
* 以下は、アレンジャーとしての参加を含まないものとしてご回答ください

* 過去3年間に参加行として取引が行われたことがない場合には、「問15」(7頁)にお進みください。

問9 参加行としてシンジケートローンを行う理由について、あてはまるものに○をつけてください。「8. その他」があれば、括弧内に具体的な内容を記入してください。

(行)

	大変重視する	重視する	あまり重視しない	重視しない
1. クレジットリスクを分散できる	10	42	12	3
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる	8	32	23	4
3. 事務手続が容易になる	2	20	39	6
4. 運用手段の多様化をはかることができる	12	38	14	4
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる	2	27	32	6
6. 自行のネームバリューを高めることができる	3	11	40	13
7. アレンジャーが信頼のおける金融機関である	19	38	9	1
8. その他 []				



<御参考> 御回答結果のポイント換算結果（御回答結果を大変重視する：3点、重視する：1点、あまり重視しない：-1点、重視しない：-3点で換算し、各御回答に御回答数を掛けて、合算したもの）

■都市銀行

1. クレジットリスクを分散できる（4点）
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる（4点）
7. アレンジャーが信頼のおける金融機関である（4点）
4. 運用手段の多様化をはかることができる（0点）
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる（-2点）
6. 自行のネームバリューを高めることができる（-6点）
3. 事務手続が容易になる（-8点）

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）

7. アレンジャーが信頼のおける金融機関である（29点）
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる（15点）
4. 運用手段の多様化をはかることができる（15点）
1. クレジットリスクを分散できる（13点）
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる（-1点）
3. 事務手続が容易になる（-15点）
6. 自行のネームバリューを高めることができる（-19点）

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）

7. アレンジャーが信頼のおける金融機関である（34点）
1. クレジットリスクを分散できる（30点）
4. 運用手段の多様化をはかることができる（30点）
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる（8点）
3. 事務手続が容易になる（-10点）
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる（-14点）
6. 自行のネームバリューを高めることができる（-36点）

■外国銀行

7. アレンジャーが信頼のおける金融機関である（16点）
3. 事務手続が容易になる（4点）
6. 自行のネームバリューを高めることができる（4点）
1. クレジットリスクを分散できる（2点）
4. 運用手段の多様化をはかることができる（0点）
5. 他の金融機関との結びつきを強めることができる（0点）
2. 金額の大きな貸付けを行うことができる（-6点）

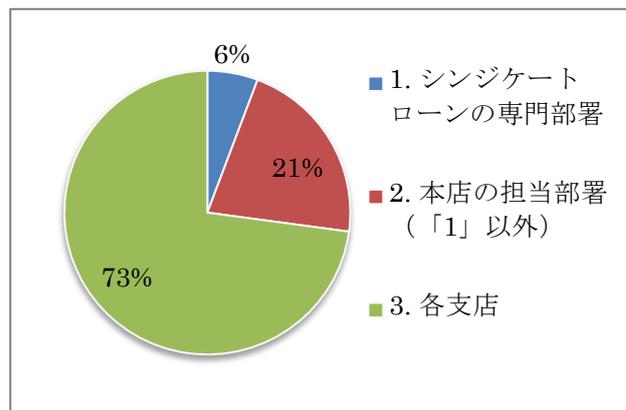
【8.その他 御回答例】

- ・借入人との関係維持・強化（複数）
- ・市場型であるので運用の一手段
- ・借入人とのその後の取引拡大機会（複数）
- ・貸出先へのエントリーチケットとしての役割

問 10 参加行として取引を行う場合、貴行ではどの部署または部門で取引を担当されますか？

【御回答】（複数回答あり）

1. シンジケートローンの 専門部署	4 行
2. 本店の担当部署（「1」以外）	15 行
3. 各支店	51 行



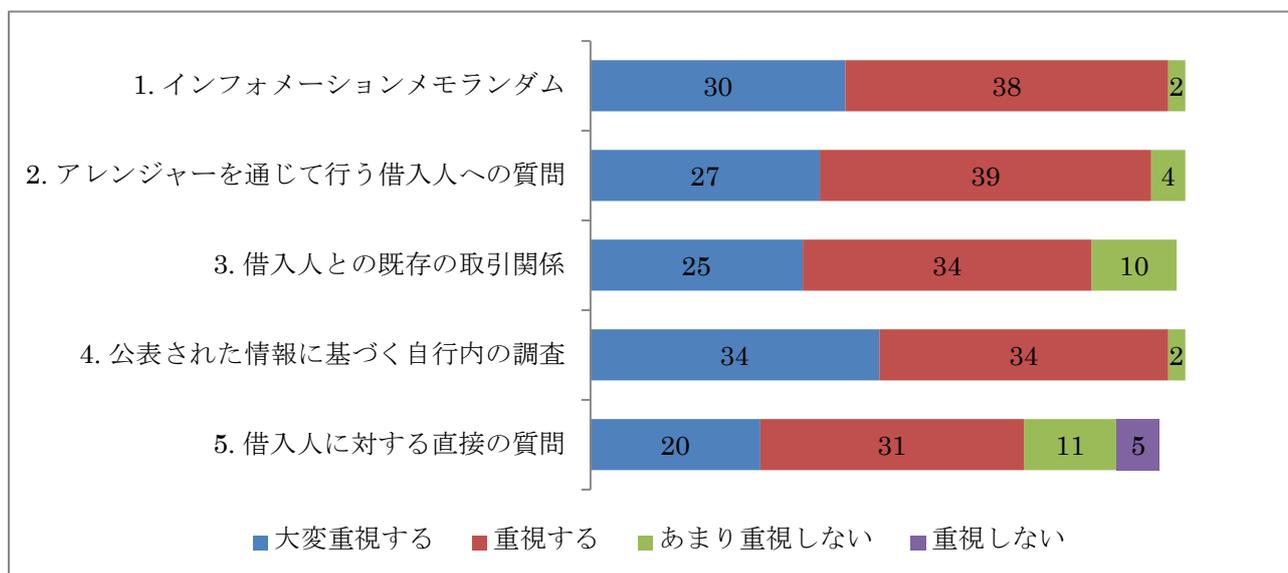
【その他 御回答例】

- ・本店以外での取引はごく僅か
- ・各営業部店が取引を担当するが、本部の専門部署は適宜サポートを実施

問 11 参加行として取引を行う場合の審査をする際の情報に関し、あてはまるものに○をつけてください。「6. その他」があれば、括弧内に具体的な内容を記入してください。

(行)

	大変重視する	重視する	あまり重視しない	重視しない
1. インフォメーションメモランダム	30	38	2	0
2. アレンジャーを通じて行う借入人への質問	27	39	4	0
3. 借入人との既存の取引関係	25	34	10	0
4. 公表された情報に基づく自行内の調査	34	34	2	0
5. 借入人に対する直接の質問	20	31	11	5
6. その他[]				



＜御参考＞ 御回答結果のポイント換算結果（御回答結果を大変重視する：3点、重視する：1点、あまり重視しない：-1点、重視しない：-3点で換算し、各御回答に御回答数を掛けて、合算したもの）

■都市銀行

3. 借入人との既存の取引関係（15点）
 1. インフォメーションメモランダム（13点）
 2. アレンジャーを通じて行う借入人への質問（13点）
 4. 公表された情報に基づく自行内の調査（13点）
 5. 借入人に対する直接の質問（11点）

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）

4. 公表された情報に基づく自行内の調査（35点）
 1. インフォメーションメモランダム（33点）
 3. 借入人との既存の取引関係（31点）
 2. アレンジャーを通じて行う借入人への質問（29点）
 5. 借入人に対する直接の質問（12点）

■地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）

4. 公表された情報に基づく自行内の調査（58点）
 1. インフォメーションメモランダム（52点）
 2. アレンジャーを通じて行う借入人への質問（48点）
 3. 借入人との既存の取引関係（38点）
 5. 借入人に対する直接の質問（25点）

■外国銀行

4. 公表された情報に基づく自行内の調査（25点）
 1. インフォメーションメモランダム（23点）
 2. アレンジャーを通じて行う借入人への質問（21点）
 5. 借入人に対する直接の質問（19点）
 3. 借入人との既存の取引関係（13点）

【6.その他 御回答例】

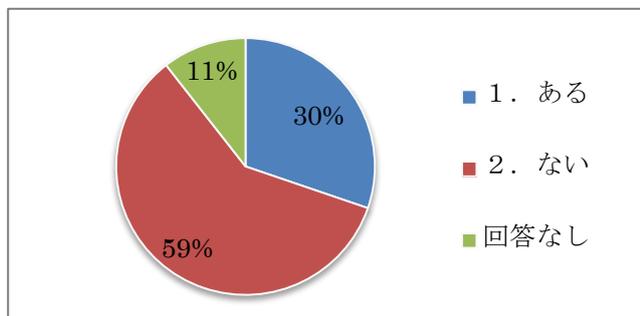
- ・シンジケートローンであり借入人に対する直接の質問は原則不可である。
- ・基本的に直接の質問はしないが、必要により行う場合もある。

問 12 借入人に対する審査（参加行として取引する場合）

①参加行として取引を行う場合、通常の貸出しの場合に行う借入人に対する審査との違いはありますか？

【御回答】

1. ある	23 行
2. ない	45 行
回答なし	8 行



属性別回答	ある	ない
1. 都市銀行	4 行	3 行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	7 行	10 行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	10 行	22 行
4. 外国銀行	2 行	9 行
その他・回答なし	0 行	1 行

②「問 12①」で、違いが「1.ある」と回答された方にうかがいます。審査が、通常の貸出しと異なるのはどのような点ですか？(ご自由にお書きください。)

【御回答例²⁾】

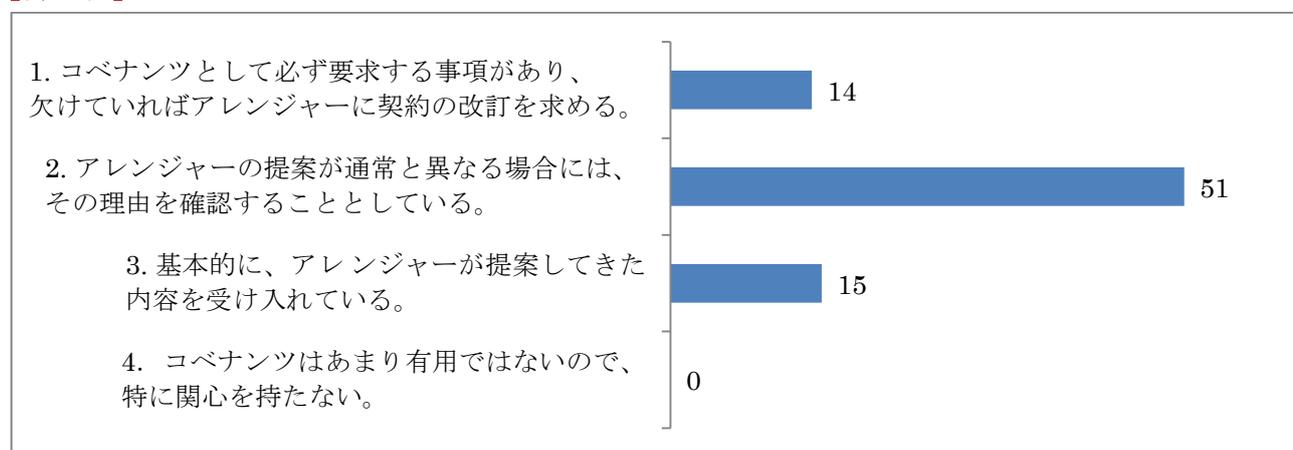
- アレンジャー、参加行の審査。(利益相反がないか、安定性、目的の一致(ローン売却して逃げないかどうか)【外国銀行】
- 通常の貸出しと比べても情報量が格段に少なく、外部格付や、公になっている情報での審査となる為、基本的には大企業、優良先が対象となる【地方銀行(都市圏以外)】
- 本邦地方公共団体向けシローンでは大手邦銀が多数貸付人となるケースが多く、審査の際には単独の相対契約よりもプラスに働くことが多い【外国銀行】
- 余資運用として参加する案件については区別し、外部格付等のしぼりがある【地方銀行(都市圏以外)】
- 金利等取引条件、担保等保全の有無・内容【地方銀行(都市圏)】
- 通常の貸出しの場合、定性面の評価に加味するが、シンジケートローン参加の場合、定量面の評価が中心となる【地方銀行(都市圏)】(複数)、【地方銀行(都市圏以外)】
- シ団間の公平性、コバナンツの妥当性等契約書内容の精査が必要【地方銀行(都市圏)】
- 取扱基準要件が設定されている【地方銀行(都市圏以外)】(複数)

²⁾ 本回答集計における自由意見欄の【御回答例】については、同様の御意見が複数みられた場合には(複数)との付記、複数の属性において多く見られた御意見の場合には【多数】との付記を行っております。また、文意を損なわない範囲で一部編集しております。

- 契約内容。他行の検討動向に留意する【地方銀行(都市圏)】
- 相対取引を含めた今後の取引展望【地方銀行(都市圏)】
- 相対取引と異なり直接交渉が難しい為、情報開示姿勢、業況、コベナンツなど通常よりも慎重に審査を行う【地方銀行(都市圏以外)】
- アレンジャー、エージェントを行う金融機関の検証【地方銀行(都市圏)】(複数)
- 借入人の情報開示に懸念はないか、またその情報の信憑性はどうか(公開企業または外格があるか)【地方銀行(都市圏)】
- 入手可能な情報の深度が異なる。(非公開の情報にどの程度アクセスできるか)この為、ある程度割り切った判断も必要である【地方銀行(都市圏以外)】
- シンジケートローンは限られた情報での審査となることも多く一般の案件と比べ、審査基準等厳格な対応としている【地方銀行(都市圏以外)】
- メイン行を中心とした他行動向、相対貸出と比べ劣化した条件ではないか、等をよく確認する【地方銀行(都市圏以外)】
- 基本的に書類上の審査であるため、必要に応じ、適宜の方法を用いて、借入人の実態把握に努める必要がある【都市銀行】
- 通常の貸出の審査に加えて、上限金利規制等の法令遵守状況の確認やコベナンツの整合性の確認等を、貸出審査とは異なる部署で行っている【都市銀行】

問 13 ①参加行として取引を行う場合、コベナンツの内容については、どの程度関心を持っていますか？あてはまるもの全てに○をつけてください。

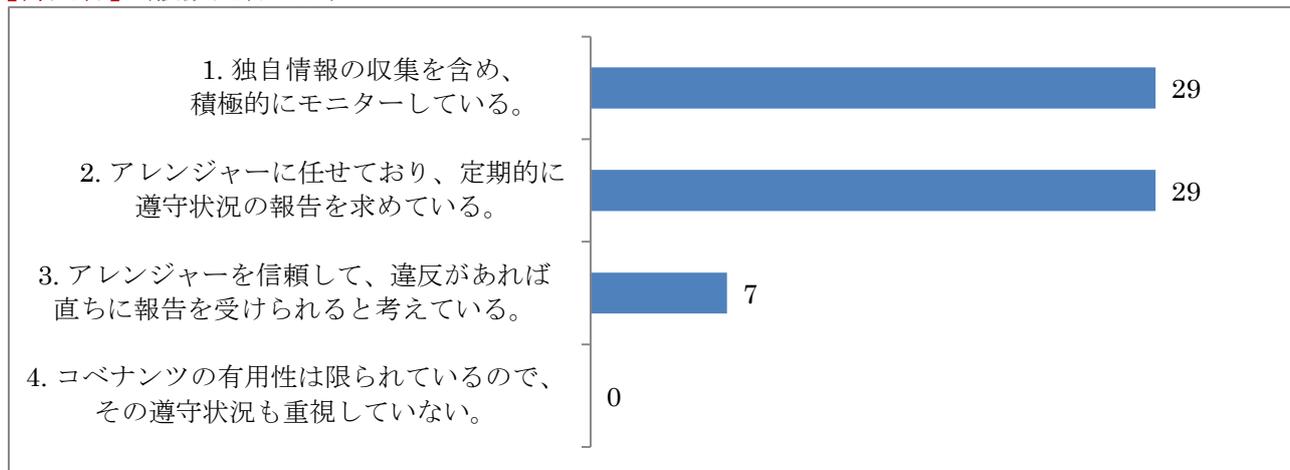
【御回答】



属性別回答	1	2	3	4
1. 都市銀行	4行	5行	1行	0行
2. 地方銀行・第二地方銀行(三大都市圏)	2行	15行	3行	0行
3. 地方銀行・第二地方銀行(三大都市圏以外)	3行	22行	8行	0行
4. 外国銀行	5行	7行	3行	0行
その他・回答なし	0行	2行	0行	0行

②参加行として取引を行う場合、コベナントの遵守状況はどのようにモニターしていますか？一つ選んで○をつけてください。

【御回答】（複数回答あり）



属性別回答	1	2	3	4	回答なし
1. 都市銀行	6行	1行	0行	0行	0行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	5行	11行	2行	0行	0行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	11行	13行	4行	0行	1行
4. 外国銀行	5行	4行	1行	0行	7行
その他・回答なし	2行	0行	0行	0行	1行

【その他 御回答例】

- ・エージェントからの報告取得を原則とするが、不可能な場合自行で確認する。
- ・財務コベナントは定期的にモニターしている。
- ・アレンジャーからの情報や決算書入手による精査について月次管理している。

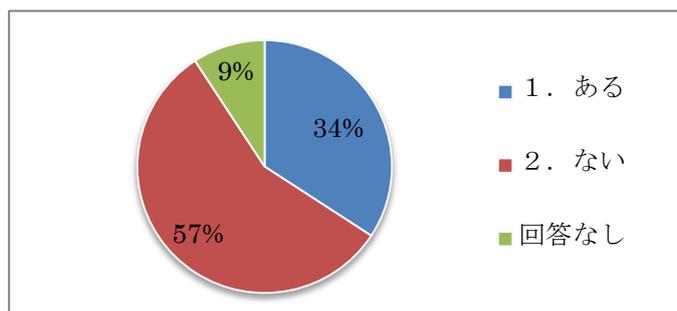
4 債権譲渡・地位の移転

問 14 債権譲渡・地位の移転

①シンジケートローンの債権の譲渡または参加行としての地位の移転をしたことはありますか？（契約締結と同時あるいは契約締結の直後に、債権の譲渡や地位の移転がされる場合は含みません。）

【御回答】

1. ある	26行
2. ない	43行
回答なし	7行

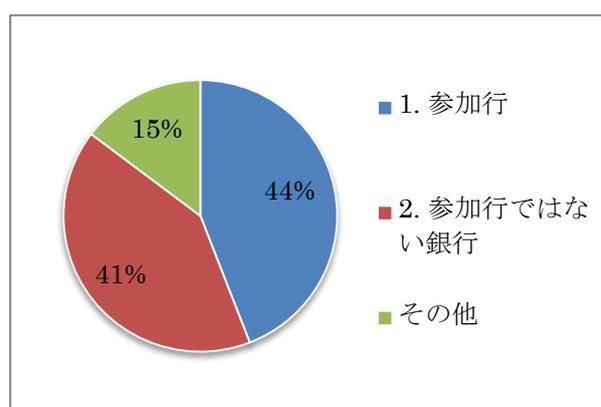


属性別回答	ある	ない
1. 都市銀行	6行	1行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	6行	11行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	4行	28行
4. 外国銀行	9行	2行
その他・回答なし	1行	1行

②「問 14①」で、債権譲渡または地位の移転をしたことが「1.ある」と回答された方にうかがいます。譲渡または移転の相手は、次のいずれですか？あてはまるもの全てに○をつけてください。

【御回答】

1. シンジケートローンの参加行	15行
2. シンジケートローンの参加行ではない銀行	14行
その他	5行



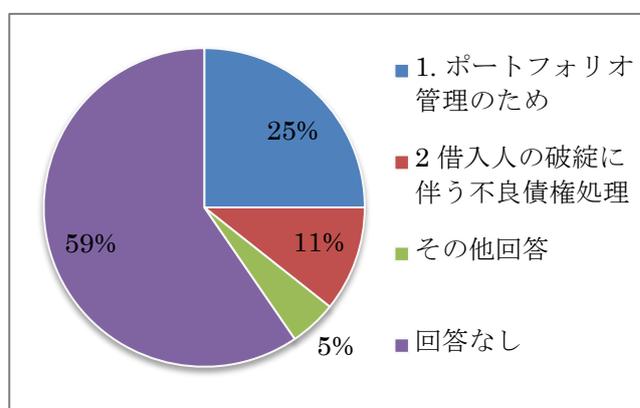
【その他、御回答例】

- ・証券会社
- ・バルクセールによる回収事業者への譲渡
- ・シ団以外のサービサー
- ・債権回収会社

③「問 14①」で、債権譲渡または地位の移転をしたことが「1.ある」と回答された方にうかがいます。譲渡または移転を行った理由は、次のいずれですか？あてはまるもの全てに○をつけてください。

【御回答】（複数回答あり）

1. ポートフォリオ管理のため	21行
2 借入人の破綻に伴う不良債権処理	9行
その他回答	4行
回答なし	50行



【その他 御回答例】

- ・バランスシートの圧縮を要する為
- ・組織目的又は、オーバーパーでの譲渡による収益目的
- ・益出しや、借入人の与信枠を空けるため

問 15 債権譲渡または参加行としての地位の移転を、行わないまたは行いたくない理由はどのようなものですか？(ご自由にお書きください。)

【御回答例】

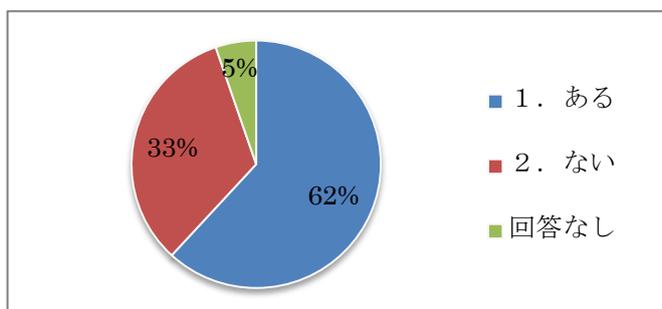
- 必要性を感じないため【地方銀行(都市圏以外)】【地方銀行(都市圏)】(複数)
- 過去数年金利条件は悪化の一途であり、過去取組んだ好条件のものを譲渡するだけの理由がなかった為 必要があれば譲渡も検討する【地方銀行(都市圏以外)】
- 基本的な参加目的が貸出残高補完であるため、譲渡の必要性があまりない【地方銀行(都市圏以外)】
- 不良債権処理を除く譲渡については、その時々金融市場環境と自行のポートフォリオによるものであり、行う、行わないは、単にそういう状況にあるか否かで決めるに過ぎない【地方銀行(都市圏以外)】
- アレンジャーとして支援する方針の下で組成を行うことから現状・地位譲渡は行っていない【地方銀行(都市圏以外)】
- 何回か購入を Secondary Base で交渉したが、値段が折り合わなかった【外国銀行】
- 原則的には当初目的のとおり満期まで運用できることが理想的【地方銀行(都市圏)】
- 行内基準の未整備【地方銀行(都市圏)】
- 参加当初より採算性等も含めて検討しており、必要性が生じなかった【その他】
- アセットの積み上げを重視している為【地方銀行(都市圏)】
- 借入人の与信を総合的に勘案し、残高を維持したい先であれば、譲渡は考えない。考えるとすれば、エクスポージャーの調整か、不良債権処理【地方銀行(都市圏)】
- 行う必要がないため(案件の取上げ時に比べ、債務者の状況または銀行の方針に大きな変化がない)【地方銀行(都市圏以外)】
- 借入人の信用力に問題がなく、かつ、与信残高に問題のないレベルで引受けないしは参加しており、債権譲渡等を行う必要性を感じていないから【地方銀行(都市圏以外)】
- 優良な債権だったら譲渡を行わない【外国銀行】
- シローン債権残高の維持【地方銀行(都市圏以外)】
- 債権譲渡を目的とした参加ではない為【地方銀行(都市圏)】
- 貸出は、資産である為、積極的に譲渡する意義に欠ける為【都市銀行】(複数)
- 手続が煩雑なため【地方銀行(都市圏以外)】
- 例えば、hair cut を生じさせるものであれば行わないのが基本【外国銀行】

5 シンジケートローンの回収

問 16 シンジケートローン取引において、借入人が破綻した経験はありますか？

【御回答】

1. ある	47 行
2. ない	25 行
回答なし	4 行

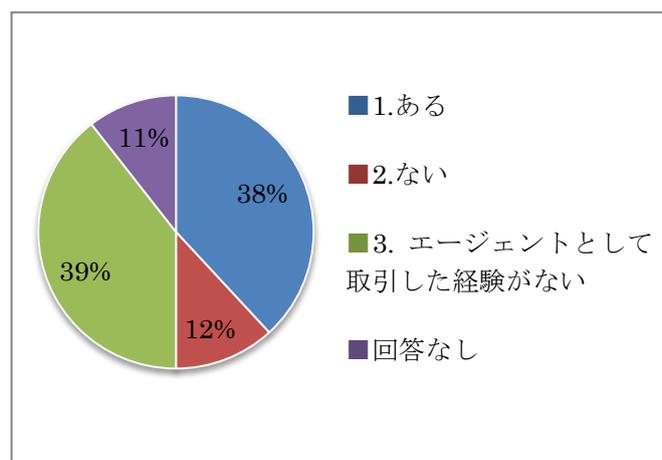


属性別回答	ある	ない
1. 都市銀行	7 行	0 行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	12 行	5 行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	22 行	10 行
4. 外国銀行	4 行	9 行
その他・回答なし	2 行	1 行

問 17 ①借入人とのリスケジュール交渉や破綻後の回収において、エージェントとして特に苦勞される点はありますか？

【御回答】

1. ある	29 行
2. ない	9 行
3. エージェントとして取引した経験がない	30 行
回答なし	8 行

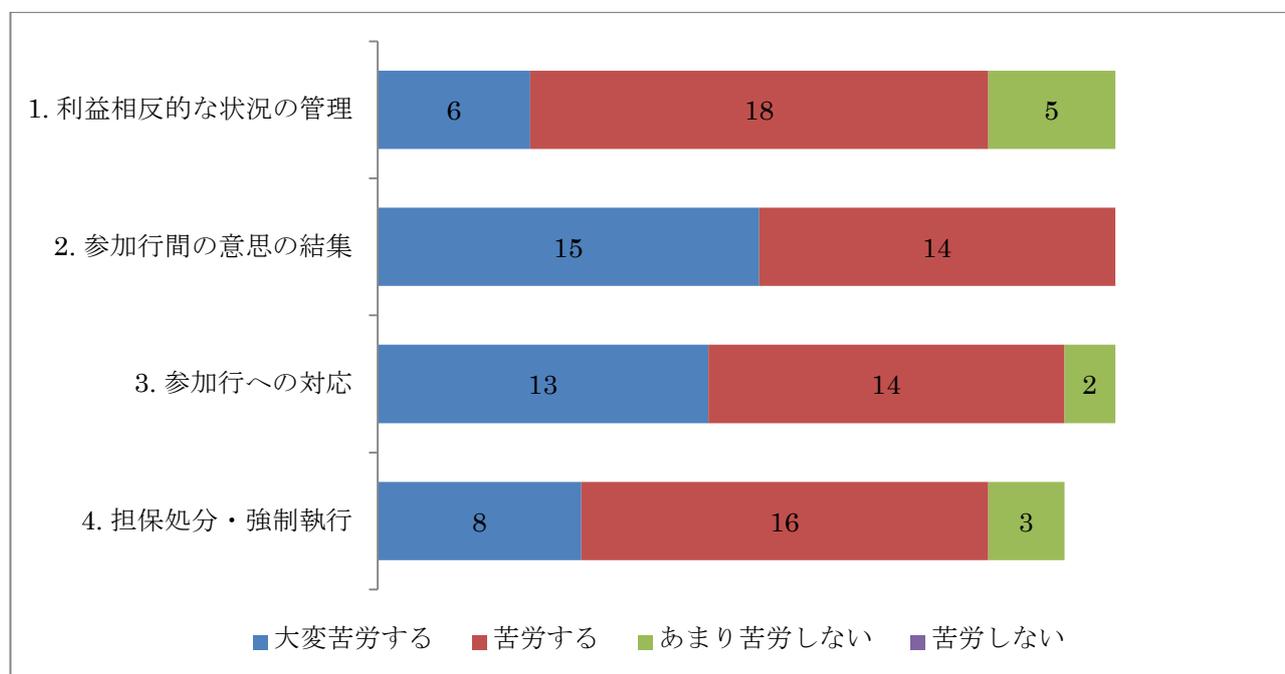


属性別回答	ある	ない	経験がない
1. 都市銀行	7行	0行	0行
2. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏）	10行	2行	5行
3. 地方銀行・第二地方銀行（三大都市圏以外）	9行	3行	17行
4. 外国銀行	2行	4行	6行
その他・回答なし	1行	0行	2行

②「問17①」で、エージェントとして苦勞する点が「1. ある」と回答された方にうかがいます。具体的にどのような点に関して苦勞されますか？あてはまるものに○をつけてください。「5. その他」があれば、括弧内に具体的な内容を記入してください。

(行)

	大変苦勞する	苦勞する	あまり苦勞しない	苦勞しない
1. 利益相反的な状況の管理	6	18	5	0
2. 参加行間の意思の結集	15	14	0	0
3. 参加行への対応	13	14	2	0
4. 担保処分・強制執行	8	16	3	0
5. その他 []				



【5.その他 御回答例】

- ・契約書の管理責任の所在
- ・シンジケート団の解体
- ・エージェントと参加行の役割分担の説明

③「問 17②」に関して、具体的にどのような理由・ケースで苦勞されるのでしょうか？差し支えない範囲でご回答ください。（ご自由にお書きください。）

【御回答例】

- 参加行のエージェント業務の認識不足により、エージェント業務を越えた対応を要求されるケースがある【地方銀行(都市圏以外)】
- 回収等、対応のスピードを早めたい場合に、解体をすることが望ましいが、他貸付人の合意形成が困難なケースもある【地方銀行(都市圏)】
- 参加行の意見がまとまらない、情報の要求が多すぎる【外国銀行】
- シジケートローン以外債権がある場合【都市銀行】
- 参加金融機関間の調整、意思結集【多数】
- 当行メイン先でアレンジすることが大半。当行が意思結集においてトリガーをひく位置にすることが多く、借入人のメイン行としての立場とシローンのエージェントとしての判断が相いれなく難しい局面がある。【地方銀行(都市圏)】
- 各参加金融機関の意見のとりまとめや借入人との条件交渉等【都市銀行】
- 貸付人間で情報格差が生じない様注意している【地方銀行(都市圏)】
- 地銀同士の参加が多く、関係が密接である為【地方銀行(都市圏以外)】
- 自行単独の考え方で処理ができない、何をするにも意思結集が必要、等【地方銀行(都市圏)】
- シンジケート口座の相談、シェアリング等シンジケートローン特有の手続きの対応、担保の取扱【地方銀行(都市圏)】
- 参加行と借入人とのシ・ローン契約における認識の相違など【都市銀行】
- エージェントに対する契約上の業務範囲を超えた要請、管財人等の協力の取り付け【都市銀行】

問 18 リスケジュール交渉や破綻後の回収に関して、法的に不明確であって、より明確なルールが形成されることが望ましいと思われる点は何かありますか？(ご自由にお書きください。)

【御回答例】

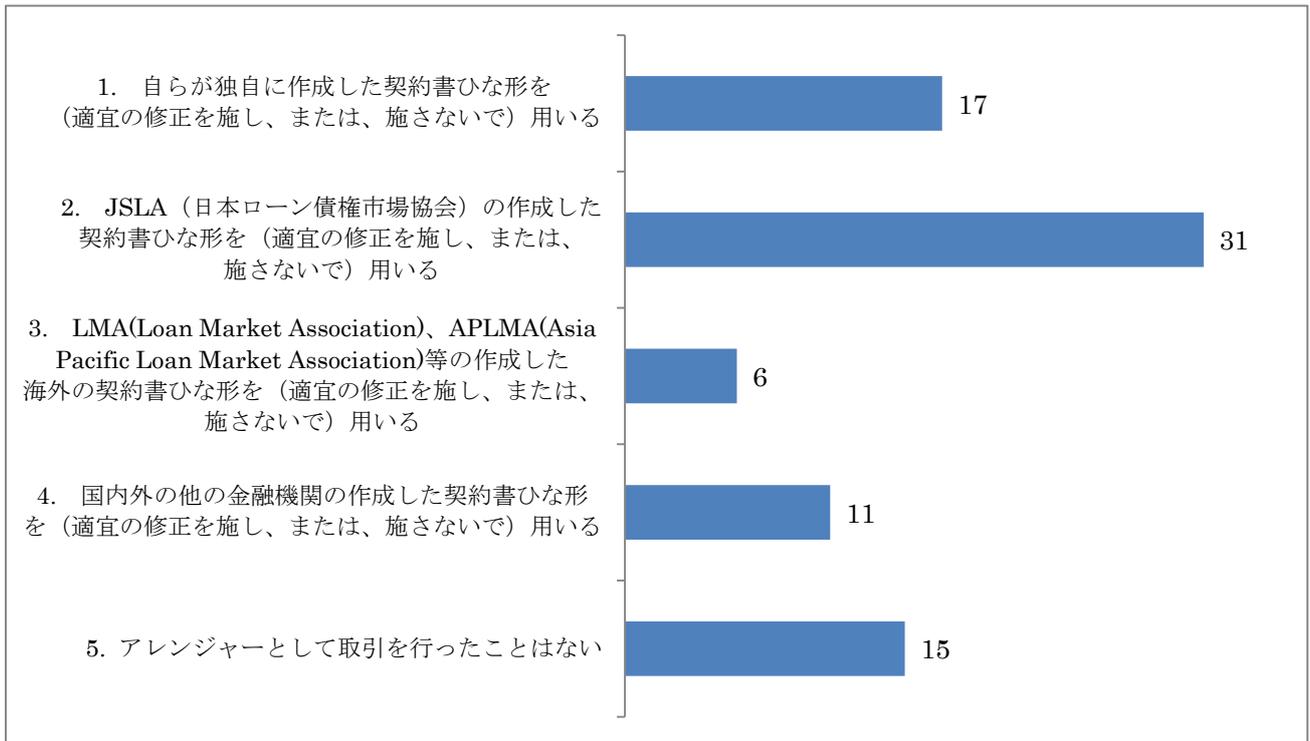
- 借入人が破綻した場合のエージェントの役割について、契約書上はエージェントは存続するが、交渉等の窓口は破産管財人であり、貸付人との間で、エージェントを存続させる必要性は低い【地方銀行(都市圏以外)】
- シローンへの参加は各貸付人の判断であり、リスケジュールとなった責任はアレンジャーにはなく、また、エージェントの義務は契約書により限定されている。一方、メイン行としての意見調整や金融支援を求められる場面も多く、その責任のあり方が不明確となっている点【地方銀行(都市圏以外)】
- 遅延損害金に関して、利息を付すとの意見をする金融機関がある点【都市銀行】
- その国における海外送金への規制をたてにとられ、返済ができないと主張するケースがあった。事前に当該事態に対応する規定が入っていれば、という思いである【外国銀行】
- シンジケートローンに限ったことではないが、よくある事例として、担保価値の評価法、同順位担保権者への接分方法【地方銀行(都市圏)】

- 相殺に関する手続の明確化 破綻時にシ団解散、エージェント辞任が可能となる条項の制定【都市銀行】
- 各倒産手続とシローン契約との関係（特に再生手続き、更生手続の計画決定とシローン契約条項の優劣関係、回収手続の位置付け、取扱い etc.）【都市銀行】

6 シンジケートローンの契約書

問 19 シンジケートローンのアレンジャーとなるとき、シンジケートローンの契約書としては主としてどのようなものを用いますか。 あてはまるもの全てに○をつけてください。

【御回答】



問 20 JSLA、LMA、APLMA等の機関または他の金融機関の作成した契約書ひな形を利用する場合、主としてどのような部分を修正しますか？（ご自由にお書きください。）

【御回答例】

- 反社会的勢力の排除条項、貸出形態の変化に伴う変更（コミットアウト型タームローン等）【地方銀行(都市圏以外)】
- 特になし。Borrowerのこだわり次第【外国銀行】
- コベナンツ【多数】
- 準拠法が異なる場合は、当該個所全般（含む・固有の規定法律）事務周りの記述、コベナンツ、確約事項 etc.【外国銀行】

- 表明保証、遵守事項の内容を実態に合わせて修正【地方銀行(都市圏)】(複数)【地方銀行(都市圏以外)】
- 特約条項、担保提供制限の有無【地方銀行(都市圏)】
- コバナンツ条項、回収金の調整【地方銀行(都市圏)】
- Majority lender の規定：1/2・1/3 等【外国銀行】
- 借入人が海外優良企業の場合、ネガプレや、資産譲渡などが完全に制限されていないケースが多い。アレンジャーに修正を依頼するがたいていは修正されない。【地方銀行(都市圏以外)】
- 主として修正する部分はない(借入先との契約条件に応じ変更している)【地方銀行(都市圏以外)】
- コバナンツ、前提条件、表明保証等【地方銀行(都市圏)】
- 定義各種(日付、スプレッド等)、借入人により表明及び保証、借入人の確約を案件内容に基づき修正している【地方銀行(都市圏)】
- 個別に対応【地方銀行(都市圏以外)】
- 決済方法等事務手続きを自行の事務フローに合わせる為の修正を中心に行っている【その他】
- コバナンツ、法改正があった点等【地方銀行(都市圏以外)】
- 返済条件、コバナンツの項別内容の修正に留まっており、大きな修正は行っていない【地方銀行(都市圏以外)】
- 借入人の確約、一般規定【地方銀行(都市圏以外)】
- 表明保証、借入人の義務、担保提供制限条項、期限前弁済条件、報告事項、承諾事項の範囲【地方銀行(都市圏)】

問 21 契約書の内容について話し合う際、アレンジャーと参加行の間または参加行どうしの間で、意見の食い違うことの多い条項はありますか？(ご自由にお書きください。)

【御回答例】

- コバナンツの条項【多数】
- Mandatory prepayment【外国銀行】
- 一般的なコーポレートローンの場合はない。一方 LBO 等では、リスクを mitigate する項目の調整が必要(各行の審査基準の違いから)【外国銀行】
- コバナンツ、意思結集【地方銀行(都市圏以外)】
- 担保制限条項、財務制限条項【地方銀行(都市圏)】
- 表明保証、確約事項など【地方銀行(都市圏)】
- Majority lender の規定：1/2・1/3 等 アレンジャーは 2/3 の同意をもって Majority Lender としたいが参加行は 1/2 とハードルを下げたい傾向【外国銀行】
- 基本的に JSLA のひな型をベースとしているため、意見の食い違いは少ないが、融資条件(参加フィーや確約条項)での交渉が多い傾向にある【地方銀行(都市圏以外)】
- 多数貸付人【地方銀行(都市圏以外)】
- コバナンツ、貸出条件(期間・金利・フィー)【地方銀行(都市圏以外)】
- 取引実績の積み重ねにより、雛型の条項について問題になることはほとんどない【都市銀行】

- 表明保証、借入人の義務、担保提供制限条項、期限前弁済条件、報告事項、承諾事項の範囲【地方銀行(都市圏)】

7 その他

問 22 シンジケートローン取引に関し、法律面で、特にご関心をもっていらっしゃる点・ご不明な点・ご意見等ございましたらご自由にお書きください。

【御回答例】

- セカンダリーの流動性や外銀が積極的に取り組めない「超低利」案件（法律面ではないが・・・）【外国銀行】
- 法律面ではないが、結局は本邦シローンは大手邦銀が全てにおいて主導権を握っており、Minority Lenders の意見がどこまで反映されるかは疑問【外国銀行】
- アレンジャーとしての参加金融機関に対する情報開示の範囲【都市銀行】
- アレンジャー・エージェントの責任の範囲が明確になっていない【地方銀行(都市圏)】
- 各種手数料の法的性格【地方銀行(都市圏)】
- シンジケートローンにおけるアレンジャーの情報開示義務について H24.11.27 に最高裁判が出されたが、この判例をうけアレンジャーは営業店より、どのような情報を吸い上げる体制をとればよいか。又、利益相反の観点からはどう注意すべきか【地方銀行(都市圏以外)】
- PFI 向けシンジケートローンの契約書等のひな型はないのか。シンジケートローンの借入人が M&A で子会社を取得した場合、子会社情報のレンダーへの提供義務はあるのか。M&A についての秘密保持契約との優劣はどう考えたらよいか【地方銀行(都市圏)】
- アレンジャーの情報提供義務、債権法改正、パラレル・デット、契約上の地位の移転に関する法的整理【都市銀行】

以 上

ご協力ありがとうございました。

■本報告書に関するお問い合わせ先

シンジケートローン研究会事務局

〒560-0041

大阪府豊中市待兼山町 1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科 野村美明研究室気付

E-mail: sljimukyoku@gmail.com